

令和7年度

自治会・管理組合用

「所沢市スマートハウス化推進補助金」のご案内

市では、更なる再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図るため、地域集会施設やマンションの共用部に太陽光発電システムや省エネ機器等を導入される自治会・町内会、管理組合に対して、その導入に係る経費の一部を補助します。

●補助対象者

市内の地域集会施設及び共同住宅（分譲）の**共用部**に、補助対象事業を実施する自治会・町内会及びマンション管理組合

●補助対象事業

令和7年4月1日以降、市内の地域集会施設やマンションの共用部に、補助対象の設備を導入する事業

補助対象項目	補助金額	上限額
高効率機器（空調・給湯）※市内の地域集会施設のみ	補助対象経費の 1/2	100万円
太陽光発電システム		
蓄電池（リチウムイオン電池）		
太陽熱利用システム		

【お問い合わせ先】

所沢市 環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133（平日 8:30～17:15） FAX：04-2998-9394

メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp



－ 目次 －

- 補助項目一覧及び申請期間・・・・・・・・・・ P3
- 補助金が振り込まれるまでの流れ・・・・・・・・ P4
- 全ての補助対象項目に係る共通事項・・・・・・・・ P5～P8
 - 補助対象者
 - 申請方法
 - 補助対象経費、実績報告兼請求
 - 補助対象事業の変更、補助対象事業の廃止、管理、処分の制限
 - 書類の保存
- 各補助対象項目の要件、提出書類・・・・・・・・ P9～P13
 - 1 高効率機器（空調・給湯） ※市内の地域集会施設のみ
 - 2 太陽光発電システム
 - 3 蓄電池（リチウムイオン電池）
 - 4 太陽熱利用システム



■補助対象事業、補助金額及び上限額（一覧）

<要件>

補助対象経費の合計が **15万円以上（税抜）** *申請項目が複数の場合は合算でも可

※補助対象経費の詳細は P.6 をご参照ください

補助対象項目	補助金額	上限額※
高効率機器（空調・給湯）※市内の地域集会施設のみ	補助対象経費の 1/2	100 万円
太陽光発電システム		
蓄電池（リチウムイオン電池）		
太陽熱利用システム		

※項目ごとに上限 100 万円ではなく、1 年度につき、高効率機器、太陽光発電システム、蓄電池、太陽熱利用システムの補助金額の合算での上限額となります。

■申請期間（先着順・予算額に達し次第終了）

補助対象経費	申請時期	受付期間
高効率機器（空調・給湯） ※市内の地域集会施設のみ	工事着工前	令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 8 年 2 月 27 日（金）
太陽光発電システム	工事完了後	令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 8 年 3 月 19 日（木）
蓄電池（リチウムイオン電池）		
太陽熱利用システム		

■加算措置について

再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを利用している場合、補助金額の 20%の加算措置を受けることができます。

使用している電気の再生可能エネルギー比率は、ご契約されている電力会社ホームページの、電源構成が公表されているページにてご確認ください。

また、「再エネ率〇%プラン」など契約種別で分かる場合もあります。

詳しくはご契約中の電力会社へご確認ください。

共通事項

1. 補助対象者

次の要件をいずれも満たす場合、対象となります。

- (1) 市内の地域集会施設※又は共同住宅（分譲）の**共用部**に、補助対象事業を実施する自治会・町内会及びマンション管理組合
- (2) 補助金の申請時に市税等の滞納がないこと
- (3) 同一の補助対象物について、所沢市の他の補助を受けない者

※ 「地域集会施設」とは、他の棟、室等から独立し、かつ、便所、湯沸かし室等を備えた施設をいう（所沢市地域集会施設維持管理費補助要綱）。

なお、次のいずれかに該当する施設は、補助の対象にはなりません。

- ・単に民家等を借用し施設としているもの
- ・施設の維持管理費を必要としないもの
- ・施設の維持管理者が自治会等でないもの
- ・単に広場・ロビーを利用して施設としたもの
- ・その他客観的に施設として認められないもの

2. 申請方法

必要書類をご用意いただき、**申請期間内に**所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課にご提出ください。

※書類のご提出は、ご本人、代理（ご家族・業者等）のどちらでも構いません。

代理の場合には別紙の委任状を併せてご提出ください。

	窓口提出	郵送提出
提出先	市役所 5 階 マチごとエコタウン推進課窓口 午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日は除く)	〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課 スマートハウス化推進補助金担当宛
注意事項	ご修正いただく場合があります ので印鑑をご持参ください。	・ 郵送による事故等の責任は負いかね ます。郵送記録の残る形（書留等）で のご提出をお勧めします。 ・ <u>受付終了後に市役所に到達した申請書 類は受付できません。</u> お急ぎの場合は窓 口にご持参ください。

- ・ 必要書類が揃っていないものは受付できません。手続きを進めることもできません。
- ・ 書類に不足・不備等があった場合はご連絡することがあります。申請書の電話番号は、**日中連絡が取れる連絡先**を記入してください。（円滑な確認のため、申請資料の控えの保管や、当課の電話番号(04-2998-9133)のご登録等をお勧めいたします。）

3. 補助対象経費

補助対象経費とは、補助対象項目に係る機器等の購入費用や設置に伴う工事費等、補助対象事業を実施するのに必要不可欠と考えられる経費です。

(※既存設備の処分費用などは対象となりません。)

◆各補助対象項目の補助対象経費

補助対象項目	補助対象経費
高効率空調（空調・給湯）	① 機器費 設備機器、必要不可欠な付属機器 ② 設置工事費 設計費、材料費、労務費 機器搬入費など
太陽光発電システム	
蓄電池（リチウムイオン電池）	
太陽熱利用システム	

4. 補助対象事業の変更（高効率機器のみ）

補助金の交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更する場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金変更申請書【様式第8号】」に、変更内容を確認することができ書類（変更契約書の写し、図面等）を添付し、**必ず変更箇所の工事を実施する前に提出してください。**

なお、予算の執行状況により、追加決定ができない場合があります。

【変更申請が必要な変更内容】

補助対象経費／補助金申請額／契約の相手方／導入する機器 等

5. 補助対象事業の廃止

補助金の交付決定を受けた後、補助対象事業を中止または廃止する場合は、「所沢市スマートハウス化推進補助金廃止等届出書【様式第10号】」を提出してください。

6. 管理

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、事業を完了した日から起算して5年間（以下「管理期間」という）は、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

7. 処分の制限

管理期間中において、補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等を譲渡、貸付、担保に供することはできません。これらの行為があった際は、**交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。**

8. 補助金に係る書類の保存

補助金交付決定のあった翌年度から **5年間** 保存してください。

9. アンケート等へのご協力

対象事業実施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じてアンケートや市の今後の取り組みに関するご案内を送付する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

補助対象項目の要件

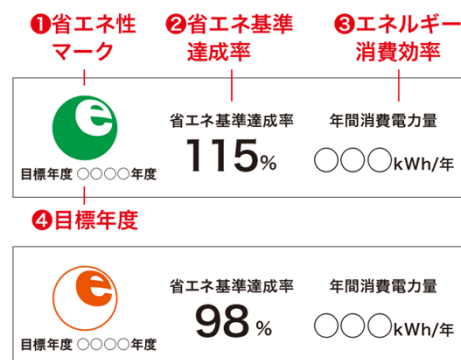
1 高効率機器（空調・給湯）※着工前の申請

対象要件	・ 新品のもの ・ 市内の地域集会施設に設置するもの ・ 設置機器が下記いずれかに該当すること (ア) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）に基づいて定められた省エネ基準達成率が 100%以上であること。 (イ) 経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」において補助対象設備として登録・公表されていること。 (ウ) 既存機器のエネルギー使用量と比べて 10%以上のエネルギー使用量を削減するものであること。
------	---

(ア) 省エネ法に基づいて定められた省エネ基準達成率が 100%以上の設備であることを、カタログ等で確認してください

省エネ基準達成率が 100%以上の場合、グリーンのマーク⇒
＜補助対象＞

省エネ基準達成率が 100%未満の場合、オレンジのマーク⇒
＜補助対象外＞



※業務用エアコンの場合は、統一されたラベル表示はなく省エネ基準値をクリアしていることがカタログ等に記載されています。

必要書類★印は所沢市のホームページからダウンロードできます

1 申請時（工事着工前）

- ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（自治会・管理組合用）【様式第 3 号】★
- ② 事業計画書★
- ③ 自治会または管理組合であることを証する規約の写し
- ④ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
- ⑤ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費など内訳が分かるもの）
- ⑥ 事業内容が確認できる契約書の写し
- ⑦ 施工箇所の施工前の現況写真（室内機・室外機）
- ⑧ 導入システム・機器の性能を証する書類（カタログ等）
- ⑨ 同意書（総会の決議書など同意を得た経緯が分かるもの）の写し
- ⑩ チェックリスト【≪事前申請時≫自治会・管理組合用】★

（該当する場合のみ提出）

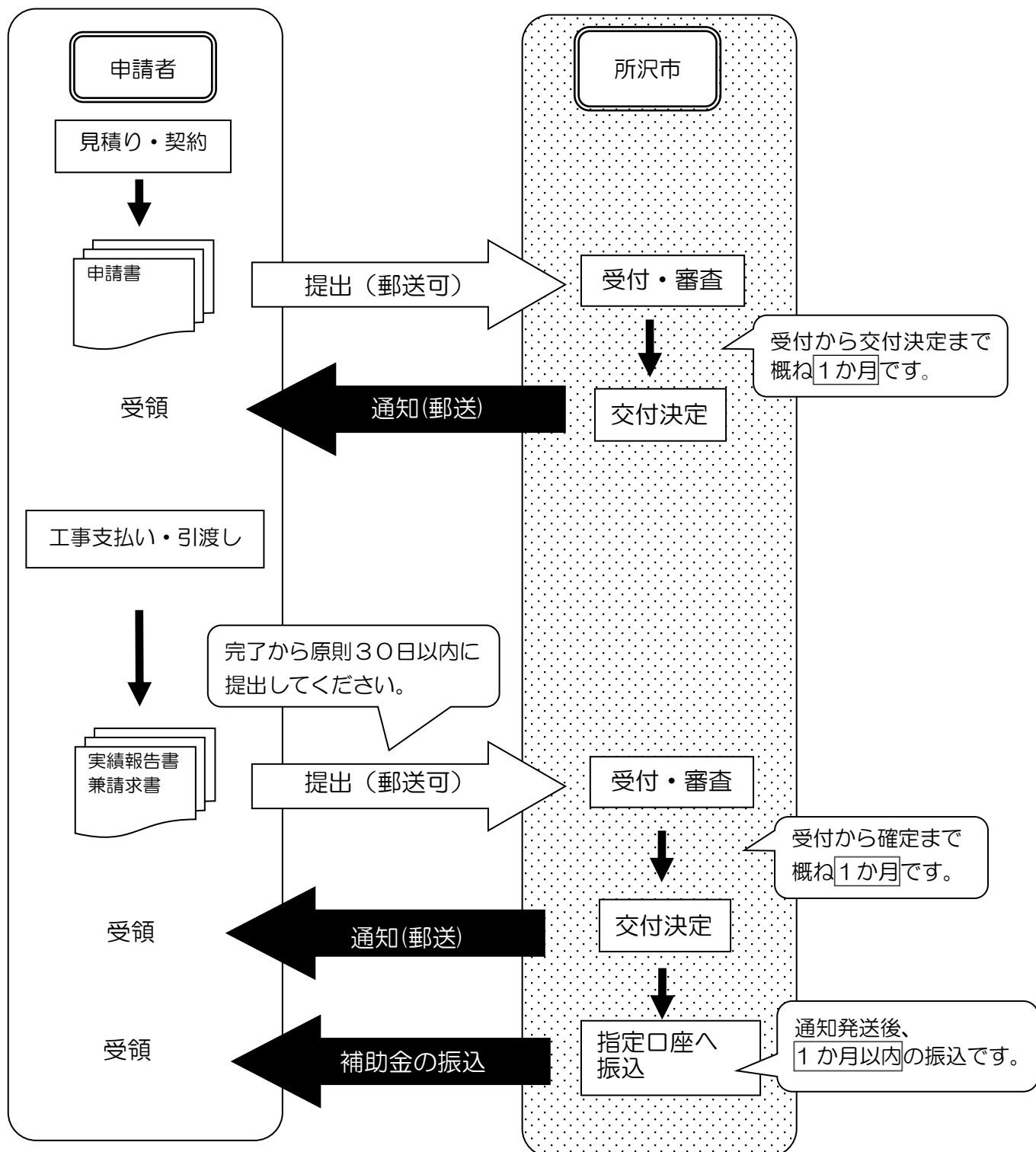
- ・直近の電気料金請求書の写し 及び 比率の表示がある書類の写し
- 再生可能エネルギー比率 50%以上の電力プランを利用している場合

2 実績報告時（工事完了・引渡後）

- ① 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（自治会・管理組合用）
【様式第 12 号】★
- ② 領収書等の写し（社判の押印があるもの）
※領収日が令和 8 年 3 月 1 9 日(木)までのものに限る。
- ③ 施工中・施工後の写真（室内機・室外機）
- ④ 対象要件の製品が施工されたことが分かる書類
（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し）
- ⑤ チェックリスト【≪報告・請求時≫自治会・管理組合用】★

< 高効率機器（空調・給湯） >

補助金が振り込まれるまでの流れ



補助対象項目の要件

2 太陽光発電システム ※工事完了後の申請

対象要件	・ 新品のもの ・ 日本工業規格（JIS 基準）またはそれに準じた認証等を受けたもの ・ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・ 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うもの ・ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が 1kW 以上のもの
------	--

3 蓄電池（リチウムイオン電池） ※工事完了後の申請

対象要件	・ 新品のもの ・ 国が実施する補助事業の対象機器として「（一社）環境共創イニシアチブ（SII）」により登録されているもの
------	--

4 太陽熱利用システム ※工事完了後の申請

対象要件	・ 新品のもの（集熱器、蓄熱槽どちらも） ・ 強制循環式で、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ 蓄熱槽については、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
------	---

必要書類

★印は所沢市のホームページからダウンロードできます

- ① 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（自治会・管理組合用）【様式第3の2】★
- ② 事業計画書★
- ③ 自治会または管理組合であることを証する規約の写し
- ④ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） ※共同住宅の場合は不要
- ⑤ 補助対象経費の見積書の写し（機器費・工事費など内訳が分かるもの）
- ⑥ 事業内容が確認できる契約書の写し
- ⑦ 施工箇所の施工後の写真
太陽光…パネル、パワーコンディショナー
蓄電池…機器本体、パワーコンディショナー
太陽熱…集熱器、蓄熱槽
- ⑧ 導入システム・機器の性能を証する書類（カタログ等）
- ⑨ 同意書（総会の決議書など同意を得た経緯が分かるもの）の写し
- ⑩ 領収書等の写し（社判の押印があるもの）
- ⑪ 対象要件の製品が施工されたことが分かる書類
（納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書などの写し）
- ⑫ （太陽光発電システムのみ）「電力受給契約申込書」 又は 「接続契約のご案内」
※施工業者へお問い合わせください。
- ⑬ チェックリスト【自治会・管理組合用】★

< 太陽光・蓄電池・太陽熱 >

補助金が振り込まれるまでの流れ

